

西谷会計

2015年4月号



今月の税務・会計

【貸倒処理の税務上の注意点 1/3】

税務上、債権の貸倒処理が認められる要件として「法律上の貸倒」「事実上の貸倒」「形式上の貸倒」の3つがあります。それぞれの貸倒について要件を充足すれば、税務上も貸倒処理が認められます。今回から3回にわたって、それぞれの貸倒処理の要件と注意点を見ていきます。

【法律上の貸倒】

<要件>

- 会社更生法、民事再生法などによる債権カット
- 債権者集会などの私的整理で、合理的基準で行われた債権カット
- 債務超過状態の回収先に内容証明郵便などで通知した債権放棄

<注意点>

認可決定や書面で通知した日の事業年度で貸倒処理します

法律的に債権が消滅するので、会計上貸倒処理をしなくても損金算入ができます。

債権放棄については回収先が債務超過状態であることが必要です。安易な債権放棄は寄付金として扱われるので注意が必要です。



経営ワンポイント

【社長の定位置】

時として、社長室に籠ってパソコンと睨めっこばかりしている社長がいます。現場に出ることをせず、お客様を訪問することもなく、会社に出動してもそのほとんどを社内ですごしています。社員を通してしか現場のことをしらない、世間知らずの社長のことです。一般的には2代目、3代目社長に多いと思われませんが、創業社長でも、ある程度規模が大きくなって、現場から離れて部下まかせになってしまうケースもあるかもしれません。

お客様のことは、営業担当の報告だけを聞いてもわからないものです。社長が実際に現場に出て、お客様とお話をして要望を聞いて、初めてわかることもたくさんあるのです。社長室を自分の居場所にしてしまって、社内のチェックが主な業務と考えるようになると、お客様のことは遠い世界の話になってしまいます。

アサヒビールを業界トップに導いた瀬戸雄三社長は、徹底した現場主義だったそうです。週のうち4日は地方に出て販売店や営業所、地元財界やマスコミを回ってとか。大企業のトップですら、会社を良くしようと思えば現場に出ているのです。中小零細企業の社長でしたら尚更でしょう。社長は会社を居場所とすることなく、もっともっと外に出てお客様と接しなければなりません。



夏子の部屋

今月の夏子の部屋は「夜越山」の話題です。

夜越山とは正しくは「夜越山森林公園」と言って、青森県東津軽郡平内町の陸奥湾を一望できる高台にあり、サポテン園、洋ラン園、キャンプ場、スキー場等を有しています。すごく広い駐車場がありのんびりできる穴場スポット、久しぶりに訪れました。入園料300円で3000種のサポテンや150種の洋ランが見られます。サポテンの温室はなかなかの迫力で、酔いそうでした。公園入り口手前にある大きな池のコイに餌(100円)をやるのも小一時間楽しめます。これが結構おススメ、コイと戯れ童心に帰りました。そして「遊歩道」。頂上まで20分と書いてあったので気軽に歩き始めましたが、途中からは思いっきり「登山」です。心臓がバクバクして、膝もプルプルしてきました。休み休みなんとか頂上に辿り着くと、眼下には陸奥湾が広がっています。とてもきれいな水色の海でした。大変素敵でしたが、下りの体力が心配で早々と頂上を後にしてしまいました。

それにしても、「夜越山」とはどんな由来があって名付けたのでしょうか？気になります。

所長からのメッセージ

3月26日に、国税庁より平成25年度分の法人企業の実態調査が公表されました。これによると、欠損法人の割合は前年度の70.3%から2.1ポイント減少して68.2%です。法人数は259万5903社と4年ぶりに増加、営業収入金額、所得金額、法人税額は4年連続の増加となっています。

報道などでは、「地方は景気回復の恩恵はまだまだ」といった感想がよく聞かれますが、それに流されたり言い訳にしたりはしていないでしょうか。都会で実店舗を構えなくてもネットを使えば商売をできるご時世です。ネットのなかったバブルの頃と比べると、地域差、時間差は縮小こそすれ拡大することはないと思われます。

税理士事務所には、業者さんからいろいろなFAXが流れてきます。相続税やマイナンバーのような時事的なものは相変わらずですが、事業再生や銀行対策がらみは随分と減りました。なんとなく雰囲気が変わってきた印象を持っています。

西谷会計事務所

〒030-0821 青森市勝田2-6-18

<http://www.248nishiya.com>

TEL 017-774-2315

E-mail nishiya-kaikei-jimusyo

@tkcnf.or.jp